

○内閣府告示第三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百三十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域を令和三年十二月十日付けで変更したので、次のとおり公示する。

令和四年一月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

- 一 地方公共団体の名称 神奈川県及び横浜市
- 二 国際戦略総合特別区域の範囲 横浜市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）